

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元（2019）年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、① 2020 年度からの算定要件で、② **介護サービスの情報公表制度**や自社のホームページを活用して、**新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。**

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

## 事業所毎特定処遇加算取得状況

事業所名	サービス名	加算区分	特定加算率	介護福祉士等の配置要件
ヘルパーステーション 愛生会	訪問介護	加算Ⅱ	4.2%	特定事業所加算Ⅱ
デイケアセンター愛生	(介護予防) 通所リ ハビリテーション	加算Ⅰ	2.0%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
介護予防センター愛生	通所介護	加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
グループホーム愛生	(介護予防) 認知症 対応型共同生活介護	加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
第2グループホーム 愛生	(介護予防) 認知症 対応型共同生活介護	加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
小規模多機能ホーム 愛生	(介護予防) 小規模 多機能型居宅介護	加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
ショートステイ愛生	(介護予防) 短期 入所療養介護	加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
介護老人保健施設愛生	介護老人保健施設	加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ

# 職場環境等要件について

## 当法人の取り組み

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護福祉士の資格取得を目指す者に対する、実務者研修の情報提供。</li><li>・より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する認知症介護実践者研修や外国人技能実習指導員等、喀痰吸引研修、公文学習療法等の外部研修の受講料や研修費等の補助。</li><li>・公休取得や代替職員等の確保を行い、研修や講習受講しやすい環境整備。</li><li>・介護技術や理論等の年間研修計画の研修体系の構築や他関係事業所との合同研修会の開催。</li><li>・認知症専門誌やシルバー産業新聞等、資質向上に係る書籍の設置支援。</li><li>・介護学および介護技術動画等のオンデマンド研修体制の整備（ネット配信介護フォローアップ研修）</li><li>・その他</li></ul>
現場環境 ・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・新人介護職員に対する新人研修と3か月後のフォローアップ研修の実施。</li><li>・介護ソフトシステム（ほのぼの）やタブレット端末（ICTの導入）、熊本メディカルネットワークの導入による、医療連携及び関連施設等との情報共有や介護記録の電子化による介護職員の事務負担の省力化。</li><li>・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減の為の介護ロボット機器（マッスルスーツや離床センサー、リフト等）の導入や調理済み食材の導入による介護職員の業務負担の軽減。</li><li>・希望に応じた公休取得及び、積極的な有休休暇取得。</li><li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の共有及び改善。</li><li>・事故防止、再発防止の会議、各委員会のマニュアル等の作成。</li><li>・年次健康診断・こころの健康（ストレスチェック等任意にて）の健康管理面の強化。</li><li>・各種事故対応マニュアルやBCPを整備し、責任者の所在を明確化。</li><li>・勤怠管理システムの導入</li><li>・防犯カメラの設置</li><li>・その他</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種関係機関と連携し地域のサロン事業や地域行事への参加、介護施設へ住民・生徒や児童を招く等、交流を通じ地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上。</li><li>・（外国人技能実習生を含む）職員の増員による業務負担の軽減。</li><li>・積極的に職員を採用し業務を分散させ職員の業務負担を軽減。</li><li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮。</li><li>・非正規職員から正規職員への転換。</li><li>・その他</li></ul>